

「人材を人財に！人的資本経営推進事業」仕様書

1 業務名

令和7年度人材を人財に！人的資本経営推進事業

2 実施期間

契約締結日～令和8年3月31日

3 事業目的

労働力人口の減少に伴いDX等の進展によって産業構造が変化する中、企業では更なるイノベーションが課題となっている。

新たな価値創造には多様な人材が活躍するためのDE&Iや、一人ひとりを最大限に活かすため積極的な人材投資が必要不可欠であり、人材を「資本」として捉える「人的資本経営」の推進が求められており、企業の経営層の意識改革が重要である。

そのため、企業に必要なマインドセットを学ぶセミナーを開催し、多様な就業機会を提供や従業員エンゲージメントを高めることで、優秀な人材の育成・確保・活用による中長期的な企業価値向上を支援する。

4 ターゲット(対象)

北九州市内にある企業の経営層

5 セミナー概要

株式会社インディードリクルートパートナーズとの連携協定により、令和6年2月より実施している「採用成功ノウハウセミナー」と併せて、企業の人的資本経営に必要なマインドセットを学ぶセミナーを年間で10回(6月から各月1回)開催する。

セミナーは90分回を6回(対面・オンラインを3回ずつ)、150分回を4回(対面・オンラインを2回ずつ)実施し、150分回は、90分回の内容に下記1(60分)を加えたものとする。

全回に共通して下記2の主旨説明及び下記3の支援制度紹介を実施し、下記5の個別コンサルティングは、対面開催でのセミナー時間終了後に実施する。

全体の開催スケジュール及び提案項目は別紙のとおり。

1 主婦・シニア層の活躍 60分(4回実施:7月、10月、11月、2月)

労働参加を促すボリュームゾーンである主婦やシニア層の採用力を上げる考え

方、ジョブの切り出し方など業種ごとの事例を紹介するとともに、応募が集まりやすいWEB 求人ページを作成する。

※講師は、連携協定により株式会社インディードリクルートパートナーズを指定。講師料・交通費は要しない。

2 人事戦略に着目した人的資本経営 10分（毎回実施）

企業の持続的な成長に向け、人材を「資本」として捉える「人的資本経営」を人事戦略に組み込む必要性を周知する。

3 助成金等の支援制度紹介 20分（毎回開催）

下記のテーマに合わせて、企業が利用可能な国の助成金について紹介し、適切な助成を受けられるように窓口や支援制度を周知する。

4 テーマ講演 60分（毎回開催）

必須テーマは下記の5つ(7回分)とし、提案テーマとして企業の人的資本経営に寄与する他のテーマ(3回分)も実施する。

(提案テーマ例:高校生採用のノウハウ、育児と仕事の両立支援、外国人材の活用等)

【セミナー必須テーマ】

(i) 仕事と介護の両立支援セミナー(2回実施:9月、1月)

従業員の介護による離職を防ぐため、令和6年3月経済産業省公表の「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」に沿った内容を学び、企業の意識改革を促す。

※助成金は、2回とも両立支援等助成金介護離職防止コース(厚生労働省)を指定

(ii) 就職氷河期世代の活用(1回実施:2月)

就職氷河期世代活用の成功事例を紹介し、人材採用や人材定着のためのポイントを学ぶ。

※助成金は、特定求職者雇用開発助成金(厚生労働省)を指定

(iii) 副業人材の活用(2回実施:8月、10月)

副業の促進に関するガイドラインの周知等を行い、外部専門人材を活用することで、人手不足の解消や柔軟な働き方を促進する。

※講師は、連携協定により株式会社みらいワークスを指定。講師料・交通費は要しない。

※助成金は、1回分のみ企業型奨学金返還支援事業補助金(講師:北九州市)を指定。

(iv) スポットワーク人材の活用(1回実施:7月)

企業の人手不足の解決方法としてスポットワークによる労働力確保の重要性を学び、事例を紹介する。

※講師は、一般社団法人スポットワーク協会を指定。講師料は要しないが東京都からの交通費(市の旅費基準による)のみ要する。

※助成金は、スポットワーク人材確保補助金(講師:北九州市)を指定

(v)新卒採用の就活動向とインターンシップの活用(1回実施:6月)

新卒採用における「最新の就活動向」や「インターンシップの必要性、有効な具体例」、「北九州市のインターンシップ事業」等を紹介し、インターンシップの導入・見直しを促す。なお、インターンシップには、オープン・カンパニーやキャリア教育を含む。

※助成金は、業務改善助成金(厚生労働省)を指定

5 個別コンサルティング (5回実施:7月、8月、10月、11月、1月)

若者ワークプラザ(小倉・黒崎)のキャリアコンサルタントが企業の悩みや相談を受けアドバイスをを行う。

6 事業の達成目標

年間参加企業数:200社 (20社/回)

7 事業の実施

- (1)事業は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2)受託者は、事業の実施にあたり、事業の目的等を十分に理解したうえで、適切な人員配置のもとで実施すること。
- (3)受託者は、事前に発注者の書面による承諾を得た場合、事業の実施にあたり一部の業務を受託者の責任において再委託先に委託することができる。
- (4)事業の実施によって生じたトラブル等については、責任をもって対応すること。

8 業務内容詳細

(1)講師選定等

受託事業者において、テーマ講演及び助成金紹介の内容に沿った講師を選定し、日程調整等を実施すること。なお、市が指定する講師については市から講師及び講師料等を示す。

(2)会場等

ア 対面方式(5回予定)については、セミナー後に個別コンサルティングを実施するため、若者ワークプラザ小倉・黒崎が入居しているビル内(AIMビル:小倉北区浅野 3-8-1、コムシティ:八幡西区黒崎 3-15-3)の会場を、受託事業者において

選定すること(小倉4回、黒崎1回を予定)。

イ オンライン方式(5回予定)については、受託事業者において、配信を行うことができる会場を選定すること。

ウ 会場の設営及びオンライン配信の環境、必要な機材等は、原則、受託事業者で準備すること。

(3) 広報・周知

受託事業者において、ランディングページの作成及びセミナーの広報、周知を実施する。

ア ランディングページでは全10回のセミナー実施予定を掲載し、企業への周知等を効率的に行うこと。

イ チラシはA4カラーとし、デザインについては北九州市と協議の上決定する。

ウ チラシの電子データを納品すること。成果品に係る一切の権利は、北九州市に帰属するもの。

(4) アンケート調査の実施

セミナー後に、アンケート調査を実施し、集計・分析結果の作成を行う。

9 成果の帰属及び秘密保持等

(1) 成果の帰属

事業で得られた成果品は、市に帰属するものとする。

(2) 成果品の提出について

受託者は以下の成果物を提出すること。

ア 業務完了報告書

今後の参考となるように、実施風景の写真を含めたパワーポイント資料等にまとめたもの、事業で使用した各種資料を成果品として、市に別途提出すること。

イ 参加者からのアンケート結果

紙及び電子データ(エクセルファイル等)で提出すること。アンケート内容については事前に市と協議すること。

ウ 成果品に係る著作権ほか一切の権利は市が保有することとし、該当データの加工・二次利用を行うことについて了承する。

エ チラシ等印刷物の成果品については、加工・二次利用ができる電子データや当該業務を実施する上で作成するマニュアル、通知文等の一切の書類データをすべて納品すること。

(3) 秘密の保持

ア 市は、企画提案者から提出された提案書等は、事業における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。

イ 企画提案者は、事業の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- ウ 企画提案者は事業に関し、市から受領または閲覧した資料等を、市の了解なく公表または使用してはならない。
- エ 受託者は、事業の実施状況を公表しようとするときは、事前に市の承認を受けなければならない。

10 留意事項

- (1) 契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、市の承認を得ること。業務計画書には、事業に従事する従事者一覧を明記すること。また、事業の実施にあたり、市と十分協議した上で実施すること。
- (2) 事業の参加者の個人情報、事業の実施・運営上必要な範囲で使用することとし、他の目的への決して用いないこと。また、個人情報は厳重に管理し、万一、外部に流出する等の事故が発生したとき、又は流出する恐れのある場合は、受託者の責任において対処することとし、速やかに市に報告すること。
- (3) 業務上作成する名簿、記録等の書式については、事前に市と協議することとし、事業終了後は全て市に提出すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、市と受託者の双方協議のうえで、決定すること。
- (5) 本企画提案及び業務履行に必要な経費はすべて、受注者の負担とすること。
- (6) 受託者は、市により業務の履行をすべて完了したことの確認を受けた後に、市の指定する方法により、市に委託料を請求すること。